

あすたむらんどリニューアル支援業務 仕様書

1 業務名

あすたむらんどリニューアル支援業務

2 業務目的

「あすたむらんど」については、開園から25年を迎える中、施設のリニューアルを段階的に進めることとしている。本業務は、県が策定した「あすたむらんどリニューアル基本構想」に掲げる施設の将来像及び今後の方向性を前提として、公園やレジャー施設の運営・整備に精通した専門事業者の支援を受けることにより、既存施設・既存コンテンツの改修、更新の比較検証や将来の負担を見据えたコスト検証、再整備を円滑に進めるための実践的な事業スキームの構築等を行い、県が速やかに整備発注又は公募手続に着手できるよう支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年12月28日(月)まで

4 業務対象施設

名称：あすたむらんど徳島

所在地：徳島県板野郡板野町那東字キビガ谷45-22

敷地面積：約243,565㎡ (24ha)

5 県が想定する整備対象施設

県が現時点で想定する整備対象施設は、次のとおりである。

なお、具体的な整備内容、整備範囲、整備手法、発注単位等については、本業務における検証状況を踏まえ、県が決定する。

(1) 現・吉野川めぐり

(2) 現・子ども科学館・プラネタリウム

(3) その他公園エリア

上記(1)及び(2)並びに「木のおもちゃ美術館」、「くつろぎ館」、「体験工房」を除く屋外エリア

6 業務内容

受託者は以下の業務を行うものとする。

なお、業務の詳細については受託者の提案を踏まえ、契約締結後、県と協議の上決定する。

(1) 既存施設・既存コンテンツの現状評価及び課題整理

上記5に掲げる対象施設について、現地確認、既存資料の確認、県及び指定管理者へのヒアリング等を行い、現状評価及び課題整理を行うこと。

主な整理項目は次のとおりとする。

- ・施設・設備の老朽化、陳腐化、不具合
- ・利用状況、利用者層、収入状況、運営人員、維持管理費
- ・安全性、法令適合性、バリアフリー、維持管理性
- ・整備を行わない場合の将来リスク
- ・整備後の運営に係る課題

（２）各施設の改修・更新等に係る比較検証等

各施設の整備の方向性を検討するため、初期投資額だけでなく、整備後の負担がどう変化するかを整理し、中長期的なライフサイクルコスト（維持管理費、更新費、運営人件費等）の視点を取り入れて比較検証すること。

ア 現・吉野川めぐり

現在休止中の現・吉野川めぐりについては、本業務における最優先検討施設とし、次の業務を行うこと。

- ・低年齢層の子どもを含め、幅広い世代が楽しめる新しいアトラクションとして、既存施設の改修（周辺展示等のリニューアル含む）又は更新などの比較検証
- ・各案の概算事業費、維持管理費、運営費、安全管理体制、収益性、集客効果、整備期間の比較
- ・アトラクションとしての市場性、利用者ニーズ、類似施設、運営上の課題の整理
- ・整備後の運営人員、保守点検、法定点検、更新費等の整理
- ・その他県が検討を進めるために必要な調査・検証

イ 現・子ども科学館・プラネタリウム

現・子ども科学館及びプラネタリウムについては、既存建物の構造躯体の変更を伴わない整備を前提に、科学に関する教育施設としての機能を確保しつつ、収益性の向上、維持管理費の軽減を図る観点から、整備内容を検討するため必要な調査・検証を行うこと。

主な業務内容は次のとおりとする。

- ・既存展示、設備、空間構成、動線、運営体制の現状評価
- ・収益の活用などにより展示物の定期的なアップデートを行い、陳腐化させず利用者に常に新しい展示を提供する仕組みの導入事例など、類似施設の先進事例調査
- ・民間提案を最大限に引き出すための条件整理
- ・概算事業費・維持管理運営費の試算、需要・収支の予測、収益性の比較

なお、本業務は、詳細な施設計画や具体的なコンテンツ、体験プログラム等の選定を行うものではなく、民間事業者の自由な提案による創意工夫を発揮しやすい性能発注に必要な要件整理を主眼とする。ただし、受託者の専門的な知見から効果的な導入コンテンツ等の提案がある場合は、その導入による効果や、本業務において検証する事業スキーム・発

注方式等の中での具体的な導入・具現化の手法についても、必要に応じて検討対象に含めるものとする。

ウ その他公園エリア

その他公園エリアについては、維持管理コストの低減と利用者満足度の向上を両立するため、効率的かつ効果的な整備方針を検討するために必要な情報を整理・分析すること。

主な業務内容は次のとおりとする。

- ・ 園路、植栽、遊具、休養施設、駐車場、照明等の現状評価
- ・ インターロッキング等園路の補修・更新方針
- ・ 植栽の集約化や配置転換等による維持管理コスト低減策
- ・ 老朽化遊具の更新、インクルーシブ遊具等の導入方針
- ・ 屋根付きベンチ、日除け、休憩・見守りスペース等の休養施設の導入方針
- ・ 駐車場の再舗装等の整備内容整理
- ・ 安全性確保に加え、夜間利用を見据えた照明設備の考え方
- ・ 安全対策、段階整備の考え方
- ・ 整備後の維持管理費、管理人員、修繕費の見込み

なお、当該エリアについて、詳細な設計や遊具等個別製品の選定を行うものではなく、県が性能発注や設計業務等に着手するために必要な整備方針、性能要件、概算規模、維持管理上の留意点を整理することを主眼とする。ただし、受託者の専門的な知見から効果的な導入コンテンツ等の提案がある場合は、その導入による効果や、本業務において検証する事業スキーム・発注方式等の中での具体的な導入・具現化の手法についても、必要に応じて検討対象に含めるものとする。

(3) 効果的な官民連携手法の検討

持続可能な施設運営と施設の魅力最大化の実現に向けた、効果的な官民連携手法の検討を行うため、必要な調査、専門的・技術的な助言及び資料提供等の支援を行うこと。

(4) 施設ごとの発注手続に向けた技術的支援

上記(3)を踏まえ、県が決定する整備方針及び発注手法に基づき、各施設の整備発注の公募手続に着手できるよう、必要な調査、専門的・技術的な助言及び資料提供等の支援を行うこと。

(5) その他必要な支援

前各号に掲げるもののほか、本業務の目的を達成するために必要な調査、検証、資料作成、会議運営支援、助言等を行うこと。

7 成果物

受託者は、委託期間内に以下の成果物を提出すること。

ただし、各成果物の精粗については、受託者の提案を踏まえ、契約締結後、県と受託者が協議の上決定する。

(1) 最終成果物

最終成果物は、業務完了報告書のほか県が必要と認める資料とし、電子データ及び印刷物各2部とする。

(2) 中間成果物

受託者は、業務完了報告に先立ち、県が整備発注又は予算要求に活用できるよう、以下の中間成果を提出すること。

ア 契約後1か月以内

現時点で把握可能な資料、現地確認、ヒアリング、類似事例等に基づき、次の資料を速報版として提出すること。

なお、当該資料は検討初期段階における暫定的な論点整理であり、以後の検討状況に応じて変更することを前提とする。

- ・ 現・吉野川めぐりの方向性判断（継続・改修等）に資する分析・論点整理

イ 契約後2か月以内

- ・ 県が施設別の整備方針（方向性）を検討・決定するために必要となる調査分析資料
- ・ 上記整備方針に基づく暫定概算事業費、維持管理費等の試算資料

8 留意事項

- (1) 各業務を履行するに当たり、受託者は、常に本県職員と密接な連携を図り、本県の意図について熟知した上で作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに、業務計画書を県に提出し、県の承認を得るものとする。また、随時進捗を報告すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。
- (4) 本業務を実施する上で、必要な資料等について、委託者から受託者に提供できるものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- (5) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (6) 本業務を履行するに当たり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容がわかるものを県に提出し、承諾を得ること。
- (7) 契約の履行または不履行により、県又は第三者に損害を及ぼした時は、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定

する。

- (8) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本県が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うこと。
- (10) 本業務により作成された資料及びデータの所有権は本県に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）等の知的財産権は、全て県に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを行使しないこと。
- (11) 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。
- (12) 業務を履行するに当たり関係法令、本県の定める条例及び規則等を遵守すること。
- (13) 県が行う成果物の二次使用・再編集等について、県の判断で行うことができるものとする。
- (14) この仕様書に明記されていない事項であっても、業務の目的を達成するために必要な軽微な事項については、受託者の負担において実施すること。
- (15) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、必要に応じて県と協議の上、決定するものとする。